

社会福祉法人大阪アカシヤ福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人アカシヤ福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条又は、評議員選任・解任委員会細則第5条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員又は評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 役員等が、理事長の指示又は、理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り報酬を支給する。ただし、書面又は電磁的記録による決議および当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者は支給しない。

(1) 評議員会及び理事会等に出席した場合の報酬

出席1回につき、5,000円（源泉徴収税額控除後の額）

(支給の方法と形態)

第3条 役員等の報酬は、出席により現金で支払う。

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。